

岐阜県公報

第 六 十 六 号

令和元年十二月二十日

(金曜日)

告 示

岐阜県告示第三百八十六号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第八条の規定により次のものを優良興行として推奨した。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

1 推奨興行

種 別	映画
雑 誌	野球部員、演劇の舞台に立つ！
制 作	京映アーツ
配 給	岐阜教育映画センター

2 指定年月日

令和元年12月20日

3 内容及び推奨理由

福岡県南部の強豪高校野球部で部員達は春の選抜甲子園出場を目指して、日夜猛練習に励んでいた。だが、まさかの敗退に、チーム内はギクシヤクし始めた。そんな折、突然、監督から演劇部に参加しよう命令される。全く異なった価値観や考えの青年たちが拒絶するのではなく、ぶつかり合いながらもお互いを尊重し、助け合って成長していく姿を実話をもとに描いている。いまを生きる若者の心に湧き上がる不安、希望、熱い思い、そんな彼らを精一杯理解して応援している大人たちとの絆を感じさせ

目 次

告 示

- 優良興行の推奨 (私学振興・青少年課) 四四五^{ページ}
- 医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉課) 四四六
- 指定医療機関の廃止の届出 (同) 四四六
- 指定介護機関の名称等の変更の届出 (同) 四四六
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治 山 課) 四四七
- 道路の区域変更 (道路維持課) 四四八

公 示

- 土地改良区連合の頭首工管理規程の変更認可 (農地整備課) 四四九
- 公共測量の実施 (用 地 課) 四五〇
- 土地改良区役員の退任及び就任 (揖斐農林事務所) 四五〇
- 落札者等に関する公示 (高山土木事務所) 四五一

る図画となっており、■の枠内は廃止に該当する。

岐阜県告示第三百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在	地 指 定 年 月 日
いとう 歯科	多治見市三笠町一―二一	令和元・一〇・五
ふなはしファミリークリニック	中津川市茄子川二一九〇番五	令和元・一一・一
いとしろクリニック	美濃加茂市加茂野町今泉六三九	同
はるこま歯科医院	郡上市八幡町五町一―四―二	同
クオール薬局 恵那武並店	恵那市武並町竹折一〇八七―一	同
V・drug 坂本薬局	中津川市茄子川字前田二一九〇番地六	同
かざはな薬局	加茂郡東白川村五加三二一〇	令和元・一一・二

岐阜県告示第三百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在	地 廃 止 年 月 日
藤井 医院	多治見市笠原町一九六六番地一	令和元・九・三〇
クオール薬局 美濃加茂西店	美濃加茂市西町二丁目二七八―六	令和元・一〇・四
いとう 歯科	多治見市三笠町一―二一	同
かざはな薬局	加茂郡東白川村神土六九一番地	令和元・一一・一

岐阜県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
野村クリニック	海津市南濃町太田二六七一	通所リハビリテーション	新まりすりハビリセンター 旧 野村デイケア	海津市南濃町太田二六七一	令和元・六・一
同	同	介護予防通所リハビリテーション	同	同	同
有限会社D-C L I P	海津市南濃町太田二六六一	短期入所生活介護	新 香和ショートステイ 旧 野村ショートステイ	海津市南濃町太田二六六一	同
同	同	介護予防生活介護	同	同	同
医療法人緑三会	美濃加茂市太田町二八二五	訪問看護	つるかめ訪問看護ステーション	新 美濃加茂市太田町二八五一一 旧 美濃加茂市太田町二八二五	令和元・一〇・三一
同	同	介護予防訪問看護	同	同	同
社会福祉法人 吉田会	養老郡養老町押越七〇〇番地一	居宅介護支援事業	ケアプランセンター和みの郷	新 海津市海津町草場七一 旧 海津市平田町三郷八七五	平成二九・一二・一

岐阜県告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 郡上市美並町大原字桂洞口五八二の六
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施設要件
（一）立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市火打字桑原一〇二の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町大石字西脇一一二九から一一三五まで、一一三六の一、一一三六の二、字西山二〇六四、一一二二の一、一一二二の二、一一二三、一一二六から一一二八まで、一一三〇の二、一一三〇の三、一一三八の一、一一三八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西脇一一二九から一一三五まで、一一三六の一、一一三六の二、字西山一一三八の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇六四、一一二二の一、一一二二の二、一一二三、一一二六から一一二八まで、一一三〇の二、一一三〇の三、一一三八の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道路		類の道路	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
区域	変更	区域	変更
後	前	後	前
員敷地の幅	員敷地の幅	員敷地の幅	員敷地の幅
ル(メートル)	ル(メートル)	ル(メートル)	ル(メートル)
延長	延長	延長	延長
備考	備考	備考	備考

岐阜県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道路		類の道路	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
区域	変更	区域	変更
後	前	後	前
員敷地の幅	員敷地の幅	員敷地の幅	員敷地の幅
ル(メートル)	ル(メートル)	ル(メートル)	ル(メートル)
延長	延長	延長	延長
備考	備考	備考	備考

公 示

○土地改良区連合の頭首工管理規程の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第五十七条の二第三項の規定により、土地改良区連合の頭首工管理規程の変更を認可したので、同法第八十四条において準用する同法第五十七条の二第四項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 土地改良区連合の名称
西濃用水土地改良区連合
変更を認可した管理規程
岡島頭首工管理規程
- 二 認可年月日
令和元年十二月十一日
- 三 管理規程の概要
- 四 水位の測定
頭首工の操作の基準となる水位は、河川に設置された水位計により測定するものとする。
- 五 取水量の測定
頭首工地点における取水量は、左岸取水口下流導水路と右岸取水口下流導水路に設置された流量計により測定するものとする。
- 六 取水量等
頭首工からの最大取水量等は、次のとおりとする。
四月十日から五月十日まで
左岸 毎秒五・九四立方メートル
右岸 毎秒八・八六立方メートル
五月十一日から五月三十一日まで
左岸 毎秒八・五八立方メートル
右岸 毎秒一二・八八立方メートル
六月一日から十月五日まで
左岸 毎秒六・八五立方メートル

- 十月六日から十月十五日まで
右岸 毎秒一・三五立方メートル
左岸 毎秒四・六〇立方メートル
右岸 毎秒四・四五立方メートル
左岸 毎秒二・五〇立方メートル
右岸 毎秒二・〇〇立方メートル
- 4 取水時の水位
頭首工地点における取水水位は、流入量の変動等によりやむを得ない場合を除き、標高四〇・〇〇メートルを上限とする。
- 5 洪水警戒体制
操作責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとるものとする。
(一) 頭首工に係わる直接集水区域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する注意報又は警戒報が発令された場合
(二) 国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所及び岐阜地方気象台から揖斐川中流予報区域における洪水注意報又は洪水警戒報が発せられた場合
(三) 頭首工地点における水位が標高四〇・〇〇メートルを維持できないおそれがある場合
- 6 点検及び整備
操作責任者は、次に掲げる施設等を良好な状態に保つため点検及び整備を行うものとする。
(一) 堰^{せき}本体及び取水樋^ひ管
(二) 水門を操作するために必要な機械及び器具
(三) 警戒、通信連絡、観測等のために必要な設備
(四) 前三号に掲げる施設等の管理のために必要な資材
- 7 管理に関する記録
操作責任者は、水位、取水量その他頭首工の管理に関する事項について記録しておくものとする。
- 公共測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。			
令和元年十二月二十日			
岐阜県知事 古 田 肇			
一 作業機関	岐阜市		
二 作業種類	公共測量（空中写真測量）		
三 作業期間	令和元年十一月十八日から 令和二年三月九日まで		
四 作業地域	岐阜市		
○土地改良区役員の退任及び就任			
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。			
令和元年十二月二十日			
岐阜県知事 古 田 肇			
退任した役員	退任した役員	役名	氏 名 住 所
土地改良区連合	令和元年十二月二十日	理事	小川 敏 大垣市羽衣町八丁目 一八番地
西濃用水	令和元年十二月二十日	同	富田 和 弘 揖斐郡揖斐川町房島 九七三番地一
土地改良区連合	令和元年十二月二十日	同	宇佐美 晃 三 揖斐郡大野町大字領家一八八番地五
同	令和元年十二月二十日	同	岡崎 和 夫 揖斐郡池田町沓井 五四三番地
同	令和元年十二月二十日	同	谷村 成 基 安八郡神戸町大字神戸四八五番地一

同	中川満也	不破郡垂井町新井	三一五番地六
同	大橋孝	養老郡養老町岩道	四八一番地一
同	青木信嘉	揖斐郡揖斐川町清水	一八九番地一
同	細野幸雄	揖斐郡揖斐川町上三野	三三七番地
同	澤野廣司	揖斐郡大野町大字野	一二四五番地
同	山岸壽一	揖斐郡大野町大字麻生	二五六番地
同	加納準一	揖斐郡大野町大字五之里	八六五番地一
同	細野清行	揖斐郡揖斐川町上三野	三一〇番地三
同	伊藤洋文	揖斐郡揖斐川町島	三三五番地一
同	桑原利幸	揖斐郡大野町大字領家	三一二番地
同	渡邊幸一	揖斐郡池田町上田	一五番地
同	中村豊	安八郡神戸町大字末守	五五六番地
同	桑原一義	安八郡神戸町大字田	四〇〇番地一
同	福田博	安八郡神戸町大字文六道	三九七番地一
同	竹中喜一	安八郡神戸町大字神戸	六八二番地一
同	若園好弘	安八郡神戸町大字落合	四九八番地
同	下野信博	揖斐郡池田町杉野	一三九番地
同	國枝弘	揖斐郡池田町段	五三八番地二
同	傍島一	安八郡神戸町大字瀬古	二九六番地
同	國枝義見	大垣市浅草一丁目	六二八番地一
同	川合洋三	大垣市平町	三一一番地一
同	桐山英一	大垣市今宿二丁目	一五七番地一
同	藤田淺美	大垣市野口一丁目	二二番地二
同	古宮山春雄	大垣市南若森町二丁目	五二番地
同	吉村正弘	大垣市長松町	一〇九七番地
同	柳瀬崇	大垣市西之川町一丁目	二〇八三番地

就任した役員	土地区名	土地改良区連合	西濃用水	令和元二・一九	役名	氏名	住	所
					理事	小川敏	大垣市羽衣町八丁目	一八番地
						富田和弘	揖斐郡揖斐川町房島	九七三番地一
						宇佐美晃三	揖斐郡大野町大字領家	一八八番地五
						岡崎和夫	揖斐郡池田町沓井	五四三番地
						谷村成基	安八郡神戸町大字神戸	四八五番地一
						早野博文	不破郡垂井町綾戸	八九〇番地一三
						大橋孝	養老郡養老町岩道	四八一番地一
						加納準一	揖斐郡大野町大字五之里	八六五番地一
						國枝慎太郎	揖斐郡大野町大字加納	七五七番地三
						國枝治彦	揖斐郡大野町大字加納	六二八番地一
						大久保善教	揖斐郡大野町大字大野	三六九番地二
						澤野廣司	揖斐郡大野町大字野	一二四五番地
						小森光雄	揖斐郡大野町大字中之元	一一〇六番地一
						野村光宣	揖斐郡大野町大字公郷	三九三番地

同	若	原	敏	幸	揖斐郡大野町大字下方五九〇番地一
同	渡	邊	幸	一	揖斐郡池田町上田 一五番地
同	中	村	豊		安八郡神戸町大字末守 五五六番地
同	桑	原	一	義	安八郡神戸町大字田 四〇〇番地一
同	下	野	正	直	安八郡神戸町大字安次 五二四番地
同	竹	中	喜	一	安八郡神戸町大字神戸六八二番地一
同	若	園	正	信	安八郡神戸町大字落合 八一九番地
同	下	野	信	博	揖斐郡池田町杉野 一三九番地
同	久	保	田	芳	揖斐郡池田町香井 一四八番地
同	傍	島	一		安八郡神戸町大字瀬古 二九六番地
同	國	枝	義	見	大垣市浅草一丁目 六二八番地一
同	川	合	洋	三	大垣市平町 三一一番地一
同	桐	山	英	一	大垣市今宿二丁目 一五七番地一
同	藤	田	淺	美	大垣市野口一丁目 二二番地二
同	古	宮	山	春	大垣市南若森町二丁目 五二番地
同	吉	村	正	弘	大垣市長松町 一〇九七番地
同	柳	瀬	崇		大垣市西之川町二丁目二〇八三番地
同	吉	田	幹	夫	大垣市青野町 六九一番地
同	河	合	和	美	大垣市興福地町一丁目 五二番地
同	藤	墳	守		不破郡垂井町表佐 一八一四番地一
同	戸	倉	文	雄	不破郡垂井町府中 二四五七番地一
同	野	村	千	浩	養老郡養老町石畑 八三三番地一
同	長	澤	博		養老郡養老町宇田 二八五番地
監	杉	岡	司	朗	安八郡神戸町大字北一色六六八番地
事	鳥	居	豊		揖斐郡揖斐川町清水 二七〇番地一
同	清	水	輝	雄	大垣市津村町一丁目 四七番地五

同 久保山 正 貴 養老郡養老町橋爪 二四九番地一

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 購入物品の名称及び数量 ローター除塵機（2.2m級） 1台
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成30年4月13日
- 落札者を決定した日 平成30年5月24日
- 落札者の住所及び氏名 高山市上岡本町7丁目452番地1
新興自動車株式会社
代表取締役 井口 大輔
- 落札金額 42,390,000円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県高山市土木事務所
(2) 所 在 地 高山市上岡本町7丁目468番地